

確認テストchallenge①-Ⅲ(法規)E

※令和2年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※基準法の大改正に対応させるため法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 耐火建築物における外壁以外の主要構造部にあつては、「耐火構造」又は「当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして、所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。
2. 脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井を、「特定天井」という。
3. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を、「準防火性能」という。
4. 建築材料の品質における「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものも含まれる。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているもの**はどれか。

1. 建築物の地階で地盤面上1 m以下にある部分の外壁の中心線で囲まれた部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。
2. 避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定について、建築物の屋上部分である階段室で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{10}$ の場合においては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入しない。
3. 居室の天井の高さは、室の床面から測り、一室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによる。
4. 建築物の屋上部分である昇降機塔で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{6}$ のものは、当該建築物の階数に算入する。

問題 3

都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がないもの**はどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積100㎡、地上2階建ての一戸建ての住宅における床面積12㎡の浴室・脱衣室の増築
2. レストランの敷地内における高さ8 mの広告塔の築造
3. マンションを新築するために、工事現場とは別の敷地に設ける延べ面積50㎡の工事管理事務所の新築
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上2階建ての劇場の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない映画館への用途変更

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 木造、延べ面積120㎡、地上3階建ての一戸建ての住宅を新築する場合においては、当該建築物の建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物を使用することができない。
2. 延べ面積2,000㎡、地上3階建ての美術館(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、原則として、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
3. 延べ面積4,500㎡の病院(5階以上の階における病院の用途に供する部分の床面積の合計が1,200㎡のもの)の大規模の修繕の工事で、避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合には、当該建築主は、建築確認及び仮使用の認定に加え、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。
4. 木造、延べ面積70㎡、地上2階建ての一戸建ての住宅を除却しようとする場合、当該除却の工事を施工する者は、原則として、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 集会場の用途に供する床面積300㎡の居室には、換気に有効な部分の面積が15㎡の窓を設けた場合においては、換気設備を設けなくてもよい。
2. 物品販売業を営む店舗における高さ3mの階段で、幅が4m、けあげが15cm、踏面が30cmの場合においては、中間に手すりを設けなくてもよい。
3. 居室の天井の高さは、1室で天井の高さの異なる部分がある場合には、その平均の高さを2.1m以上としなければならない。

4. 商業地域内の建築物(天窓及び縁側を有しないもの)の開口部の採光補正係数は、開口部が道に面しない場合であって、水平距離が4 m以上であり、かつ、採光関係比率に10を乗じた数値から1.0を減じて得た算定値が1.0未満となる場合においては、1.0とする。

問題 6

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、主要構造部については、耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準に適合していないものとし、避難上の安全の検証は行われていないものとする。また、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとする。

1. 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分は、排煙設備の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。
2. 学校の防火上主要な間仕切壁を換気の設備の風道が貫通する場合においては、当該風道の当該間仕切壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、一定の性能を有する特定防火設備を設けなければならない。
3. 共同住宅の住戸のうち階数が2で、かつ、床面積の合計が150㎡であるものにおける階段の部分(たて堅穴部分)については、当該^{たて}堅穴部分以外の部分と防火区画しなくてよい。
4. 準防火地域内において、延べ面積800㎡の2階建ての事務所の一部に床面積の合計が300㎡の自動車車庫を設ける場合、事務所の部分と自動車車庫の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

問題 7

避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 避難階が1階である延べ面積1,500㎡、地上5階建ての事務所の5階の居室で照明装置の設置を通常要する部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。
2. 病院における患者用の廊下の幅は、両側に居室がある場合、1.6m以上としなければならない。
3. 地上3階建ての建築物において、2階以上の階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。
4. 主要構造部が耐火構造で、避難階が1階である地上10階建てのホテルの10階の客室で、当該客室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものについては、当該客室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離を60m以下としなければならない。

問題 8

内装制限等に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。
ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けていないものとし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、避難上の安全の検証は行われていないものとする。

1. 木造の2階建ての住宅で、2階にある台所(火を使用する器具を設けたもの)の天井の室内に面する部分の仕上げについては、難燃材料とした。
2. 地上15階建ての主要構造部を耐火構造とした建築物で、15階にある飲食店の天井の室内に面する部分の仕上げについては、準不燃材料とした。
3. 耐火建築物の地上7階建ての共同住宅で、その屋内に設ける避難階段の階段室の天井の室内に面する部分の仕上げ及びその下地については、不燃材料とした。
4. 主要構造部を耐火構造とした地上4階建ての百貨店で、その用途に供する4階部分の床面積が1,100㎡であるものの売場の天井の室内に面する部分の仕上げについては、難燃材料とした。

問題 9

防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の外部の仕上げに用いる準不燃材料は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、燃焼せず、防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであって、避難上有害な煙又はガスを発生しないものでなければならない。
2. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積5,000㎡、地上8階建ての共同住宅の敷地内には、屋外に設ける避難階段から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5m以上の通路を設けなければならない。
3. 延べ面積3,000㎡、地上5階建てのホテルの客室において、100㎡以内ごとに耐火構造とした床、壁及び所定の防火設備で区画されている場合には、排煙設備を設けなくてもよい。
4. 防火地域内における建築物の屋上に設ける高さ2mの看板は、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

問題 10

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 延べ面積 $3,000\text{m}^2$ のホテルにおいて、耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積 150m^2 に区画された宴会場には、窓その他の開口部で開放できる部分(天井又は天井から下方 80cm 以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が 2.5m^2 の場合、排煙設備を設置しなくてもよい。
2. 特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域における処理対象人員 500 人の合併処理浄化槽は、原則として、放流水に含まれる大腸菌群数が $3,000$ 個/ cm^3 以下、かつ、通常の使用状態において、生物化学的酸素要求量の除去率が 70% 以上、合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が 60mg/l 以下とする性能を有するものでなければならない。
3. かごを主索で吊るエレベーターにあっては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造をエレベーター強度検証法により確かめる場合において、かごの昇降によって摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分以外の部分は、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃により損傷を生じないことについて確かめなければならない。
4. 地階を除く階数が 11 以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備は、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる。

問題 1 1

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 木造、延べ面積200㎡、高さ9 m、地上3階建ての建築物は、構造計算をしなければならない。
2. 炭素鋼を構造用鋼材として用いる場合、短期に生ずる力に対する曲げの許容応力度の値は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度の値と同じである。
3. 鉄骨造、延べ面積200㎡、高さ4 m、平家建ての建築物は、構造計算をしなければならない。
4. 建築物には、原則として、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

問題 1 2

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄骨造の建築物において、限界耐力計算によって安全性が確かめられた場合、構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、柱にあっては200以下、柱以外のものにあっては250以下としなくてもよい。
2. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物において、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さについては、所定のかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材である場合を除き、5 cm以上としなければならない。
3. 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。
4. 鉄筋コンクリート造の建築物において、保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合であっても、構造耐力上主要な部分である柱の主筋は、帯筋と緊結しなければならない。

問題 13

建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、限界耐力計算（それと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。）、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 木材の繊維方向の許容応力度は、積雪時の構造計算をするに当たっては、積雪時以外の数値に対して、長期に生ずる力に対する許容応力度については1.3を、短期に生ずる力に対する許容応力度については0.8をそれぞれ乗じて得た数値としなければならない。
2. 設計基準強度が 21N/mm^2 以下のコンクリートの場合、短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度は、長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の $\frac{1}{15}$ に相当する。
3. 高さ31m以下の建築物の地上部分について、許容応力度等計算において、各階の剛性率を確かめる場合、当該剛性率は、「各階の層間変形角の逆数」を「当該建築物についての各階の層間変形角の逆数の相加平均」で除して計算する。
4. 雪下ろしを行う慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が1mを超える場合においても、積雪荷重は、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を1mまで減らして計算することができる。

問題 1 4

建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内において、「延べ面積150㎡、地上2階建ての食堂兼用住宅(居住の用途に供する部分の床面積が100㎡)」は、新築することができる。
2. 第二種中高層住居専用地域内において、「延べ面積2,000㎡、地上2階建ての事務所」は、新築することができる。
3. 近隣商業地域内において、「客席の部分の床面積の合計が600㎡、地上3階建ての映画館」は、新築することができる。
4. 準工業地域内において、「肥料の製造工場」は、新築することができない。

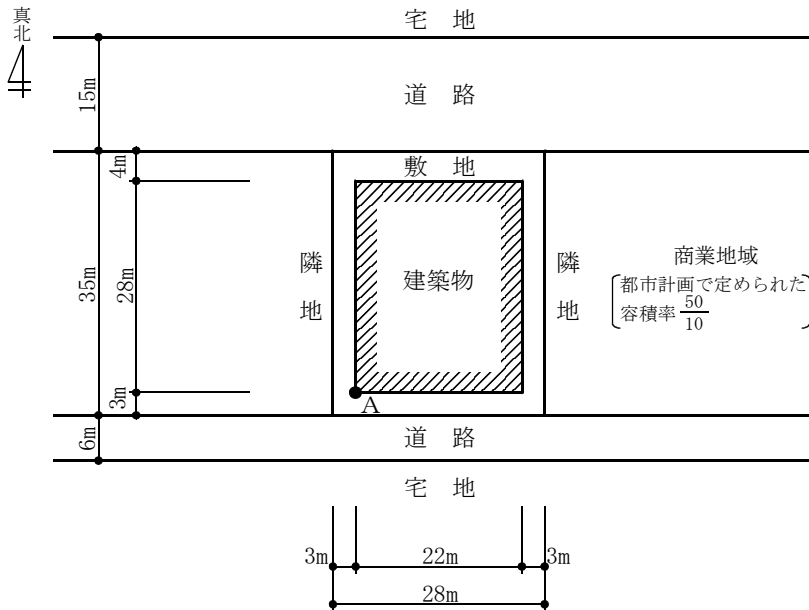
問題 1 5

都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 私道の変更によって、その道路に接する敷地が「敷地等と道路との関係」の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更を禁止し、又は制限することができる。
2. 特定行政庁は、街区内における建築物の位置を整えその環境の向上を図るために必要があると認め、建築審査会の同意を得て、壁面線を指定する場合においては、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
3. 都市再開発法による新設の事業計画のある幅員6mの道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものを建築基準法上の道路とする場合は、建築審査会の同意を得なければならない。
4. 地方公共団体は、特殊建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員に関して、避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、必要な制限を付加することができる。

問題 17

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 13.5 m
2. 18.0 m
3. 27.0 m
4. 31.5 m

問題 18

防火地域及び準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 準防火地域内においては、延べ面積 500m^2 、地下2階、地上3階建ての建築物で、各階を診療所(患者の収容施設がないもの)の用途に供するものは、当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の主要構造部等が所定の基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であることとすることができる。
2. 防火地域内にある準耐火建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
3. 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合で、防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。
4. 防火地域内においては、延べ面積 $1,600\text{m}^2$ 、平家建ての機械製作工場は、主要構造部が「耐火性能に関する技術的基準」に適合するものであることとしなければならない。

問題 19

建築協定、地区計画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 認可を受けた建築協定に係る建築物に関する基準を変更しようとする場合、建築協定区域内の土地の所有者等(借地権の目的となっている土地の所有者は除く。)の過半数の合意をもってその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。
2. 一の所有者以外に土地の所有者等が存しない土地の所有者が認可を受けた建築協定は、認可の日から起算して3年以内において当該建築協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存しない場合には、効力を有するものとはならない。
3. 建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で地区計画等の内容として定められたものが、市町村の条例で建築物に関する制限として定められている場合、建築確認の申請を受けた建築主事又は指定確認検査機関は、これらの事項に適合する計画であることを確認しなければならない。
4. 市町村は、地区計画等の区域内において、地区整備計画の内容として定められた建築物の敷地面積の最低限度について、条例による制限として定める場合、当該条例に、その施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

問題 20

ホテルに関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特段の記述がない限り、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造としたホテルで、ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が350㎡である場合、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料ですることができる。
2. 高さが31mを超えるホテルで、非常用の昇降機を設けていないことにより建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて増築する場合において、増築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えるときは、非常用の昇降機を設けなければならない。
3. 敷地が第二種中高層住居専用地域内に700㎡、近隣商業地域内に600㎡と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、ホテルを新築することができる。
4. 文化財保護法の規定によって重要文化財として指定された建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたものについては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、適用されない。

問題 2 1

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 業務に関して不誠実な行為をして建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者は、建築士の免許を受けることができない。
2. 建築関係法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられた建築士については、執行猶予の言渡しがあつた場合であっても、建築士の免許を取り消される。
3. 一級建築士が懲戒処分を受けたときは、国土交通大臣により、処分の年月日、氏名、登録番号、処分の内容、処分の原因となつた事実等が公告される。
4. 建築士が道路交通法違反等の建築と関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合には、建築士の免許の取消しの対象とはならない。

問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 一級建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、登録を受けなければならない。
2. 二級建築士であっても、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合は、一級建築士事務所の開設者となることができる。
3. 建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、管理建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。
4. 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

問題 2 3

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、中央指定登録機関及び指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、処分歴、定期講習の受講歴等である。
2. 一級建築士は、一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、本籍、住所、氏名、生年月日、性別等を住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一級建築士事務所登録簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、建築士事務所の名称及び所在地、管理建築士の氏名、建築士事務所に属する建築士の氏名、処分歴等である。
4. 建築士事務所の開設者は、建築士事務所に属する建築士の氏名に変更があったときは、30日以内に、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

問題 2 4

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 都市計画区域内において、コンクリートプラントの改築の用に供する目的で行う開発行為については、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
2. 市街化区域内において、専修学校の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が1,500㎡のものについては、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
3. 市街化調整区域内における地区整備計画が定められた地区計画の区域内において、当該地区計画に定められた内容に適合する病院の建築の用に供する目的で行う開発行為は、所定の要件に該当すれば、都道府県知事の許可を受けることができる。
4. 都市計画施設として定められた公園の区域内において、公園施設の建築物を建築しようとする者が市町村の場合、当該建築物の建築が当該公園に関する都市計画に適合するものであっても、都道府県知事等の建築の許可を受けなければならない。

問題 2 5

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積1,500㎡の小売店舗の管理について権原を有する者は、防火管理者を定めなければならない。
2. 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準においては、就寝の用に供する居室や当該居室がある階(避難階を除く。)から直下階に通ずる屋内階段等に、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置することとされている。
3. 延べ面積3,000㎡、地上3階建てのマーケットについては、スプリンクラー設備を設置しなくてもよい。
4. 小売店舗及び飲食店の用途に供する複合用途防火対象物の地階(床面積の合計500㎡)については、ガス漏れ火災警報設備を設置しなくてもよい。

問題 2 6

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものであり、かつ、当該住宅の建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものは、「新築住宅」である。
2. 住宅新築請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅の外壁の開口部に設ける戸、わくその他の建具の瑕疵(雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、民法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。
3. 住宅の建設工事の請負人が、注文者に対し設計住宅性能評価書の写しを交付した場合においては、請負人が請負契約書において反対の意思を表示していなければ、当該設計住宅性能評価書の写しに表示された性能を有する住宅の建設工事を行うことを契約したものとみなす。
4. 指定住宅紛争処理機関は、設計住宅性能評価書が交付された住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行うものとする。

問題 27

資格者等とその者を規定している法律との組合せとして、**誤っている**ものは、次のうちどれか。

1. 監理技術者 _____ 建築士法
2. 建築基準適合判定資格者 _____ 建築基準法
3. 危険物保安監督者 _____ 消防法
4. 安全管理者 _____ 労働安全衛生法

問題 28

契約に関する次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築士法」に基づき、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとする場合において、あらかじめ、管理建築士等をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
2. 「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業者は、建物の売買の相手方に対して、その契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
3. 「建設業法」に基づき、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、原則として、所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
4. 「建築士法」に基づき、建築士事務所の開設者は、他の建築士事務所の開設者から設計又は工事監理以外の業務を受託する場合においては、契約締結後、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を交付しなければならない。

問題 29

建築士法に基づく懲戒処分等に関するイ～ニの記述について、**正しいものの組合せ**は、次のうちどれか。

- イ. 一級建築士たる工事監理者として、工事監理を十分に行わなかったことにより、施工上重大な欠陥を見逃した場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象となる。
- ロ. 一級建築士たる建築士事務所の開設者として、建築士事務所の業務を廃止したにもかかわらず、業務廃止から30日以内に廃業届を提出しなかった場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象となる。
- ハ. 一級建築士たる工事施工者として、確認済証の交付を受けなければならない建築工事について、確認済証の交付を受けずに当該工事を行った場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象とはならない。
- ニ. 建築士でないにもかかわらず、確認の申請の際に一級建築士を詐称した場合には、当該者は罰則の適用の対象とはなるものの、懲戒処分の対象とはならない。

- 1. イとロとハとニ
- 2. イとロとハのみ
- 3. イとロとニのみ
- 4. ハとニのみ

問題 30

次の記述のうち、建築基準法又は建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 二級建築士が設計できる用途、構造、規模の建築物については、限界耐力計算により構造設計を行う場合であっても、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。
2. 既存建築物の大規模の修繕に係る構造設計については、建築物の規模や修繕の内容にかかわらず、構造設計一級建築士の関与は義務づけられていない。
3. 工事監理については、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物であっても、設備設計一級建築士の関与は義務づけられていない。
4. 設備設計一級建築士は、その関与が義務づけられた建築物について、設備設計一級建築士以外の一級建築士が行った設備設計が設備関係規定に適合するかどうかの確認を、他人の求めに応じ報酬を得て業として行う場合には、一級建築士事務所の登録を受けなければならない。